

平成29年度

学校教育計画

大阪府立茨木支援学校

目 次

第1	学校教育活動の方針	1
1	学習指導の方針	1
2	自立活動の方針	5
3	特別活動の方針	5
4	道徳教育及び児童生徒指導の方針	6
5	進路指導の方針	7
6	人権尊重の教育の方針	8
7	健康管理と指導の方針	9
8	センター的機能の発揮・充実の方針	9
9	学校組織の運営方針	9
10	教員の研修方針・研修計画	11
第2	校務分掌	12
(1)	校務分掌表	12
(2)	児童・生徒会活動一覧表	14

第1 学校教育活動の方針

1 学習指導の方針

(1)教科指導等の方針

個別の指導計画に基づき、個々の児童生徒の実態や教育的ニーズに応じて、系統的・体系的な指導に努めるとともに、その過程を通じて心身のバランスのとれた発達を図る。

【小学部】

障がいの状況や生活年齢・発達年齢に即した学習の系統化・具体化に努め、「考える力」の育成を図る。

- ① 生活年齢毎の集団を基盤とし、生活全般をとらえた指導を行う。
- ② 学習状況や到達度を的確に把握し、それに対応した教材・教具の開発・精選に努める。
- ③ からだへのゆさぶりや、視覚・聴覚・触覚・嗅覚などの感覚に直接響く取り組みを展開する。
- ④ 大人との共感関係をつくり、それを土台にして人やものに自ら関わっていく力を養う。
- ⑤ 豊かなあそび、教科学習前の取り組みも重視し、基礎学力を培う。
- ⑥ 校外学習指導や視聴覚教材の活用、直接体験のできる学習活動の充実に努め、生活経験の拡大を図る。
- ⑦ 人間関係を形成する力の育成

【中学部】

基礎的生活習慣や基礎学力を獲得させ、健やかな身体と豊かな心の育成を図る。個別の指導計画に基づき生徒一人ひとりの個性やニーズに応じた指導を行い、生きる力を育成していく。

- ① 生徒の実態に対応した適切な集団を編成し、生活と学習全般にわたる指導を行う。
- ② 生徒一人ひとりの課題に応じた教材・教具の精選・工夫を行う。
- ③ からだへの働きかけを通じて、生理的基盤の確立及び健康の維持・増進を図る。
- ④ 教師や友人との共感関係の中で笑顔・発声・身ぶり・言葉等の豊かな感情表現を促す。
- ⑤ 校外行事等、直接体験のできる学習活動の充実に努める。

【高等部】

- (1) 卒業後の生活に必要な諸能力を育成することを目指して、教科および生活指導、特別活動を通じて、身体機能の向上と科学的判断力の獲得および社会性の伸張を図る。
- (2) 学年集団を基本とし、「生活課程」、「普通課程」別の学級編成とする。授業は、学習到達度・発達段階・障がいの程度に適応した類型(コース=学習集団)を編成する。
- (3) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、それに基づいて生徒の将来を見据えた教育を行う。
- (4) 「総合的な学習の時間」の指導
 - ① 次のようなねらいをもって、「総合的な学習の時間」の指導を行うものとする。
 - (i) 自らの課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資

質や能力を育てること。

- (ii) 学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方、生き方を考えることができるようにすること。
- ② 他の教育活動と違って、各コース、グループ、各学年の枠組みにとらわれずに個々の生徒の興味・関心・能力・適性にあった、次のような学習活動を行うものとする。
 - (i) 国際理解、情報、環境、福祉・健康等の横断的・総合的な課題についての学習活動。
 - (ii) 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動。
 - (iii) 自己の在り方、生き方や進路について考察する学習活動。
- (5) 多様な教材・教具を研究・開発し、生徒の経験領域の拡大を図る。
- (6) 校外学習・修学旅行等で得られた社会経験・見聞を日常の学習活動に生かす。

(2) キャリア教育の方針

〈キャリア教育目標〉

「教育活動や様々な体験を通じて興味や関心を広げ学ぶ意欲ややる気を育てる」
「人との関わりの中でコミュニケーション力を高め社会生活に必要な態度を養う」
「社会の仕組みや役割を知り豊かな生活を自ら実現していくための力を育てる」

【小学部】 明るく元気に、みんなと仲良く取り組む小学部

- ・生活リズムを整え、健康なからだと豊かな心を育てる
- ・人とかかわりを広げ、積極的に周りへ働きかける力を育てる
- ・色々な学習や体験を通して、基礎的な学力と生きる力を育てる

【中学部】 豊かな心を育み、集団参加を大切に、自立へ向かう中学部

- ・基本的生活習慣を身につけて体力の向上を目指す
- ・自己表現力を身につけて仲間と協力しかかわりを深める
- ・興味・関心を広げ主体的に学ぶ力をつける

【高等部】 一人ひとりの社会参加・自立に向けて必要となる能力や態度を身につけていく
高等部

- ・社会生活に必要な体力、態度を養う
- ・コミュニケーション能力を伸ばし、社会や集団で活動できる力をつける
- ・学習や実習を通して進路への関心を高め、卒業後の生活を考える力をつける

(3) 情報教育の方針

- 1 インターネット等の情報や情報機器を積極的に活用し、「情報活用の実践」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」を目標とし、児童生徒の応用力を育成すると共に社会参加・自立を目指す。
- 2 調査・観察・実験などの直接体験を伴う学習についても情報機器を積極的に活用し、情報活用能力や自己表現力の育成を図る。
- 3 入力機器等の支援技術を用い、「コミュニケーション能力の育成」や「学習の補助的手段としての活用」を進める。具体的には、自立活動の課題を把握し連携を取りながら、次の5つの情

報機器の活用を図る。

- ① AT(アシスティブテクノロジー)としての活用
- ② 興味関心を高め、効果的に授業を行うための活用
- ③ 認知機能及び自己表現を補うための活用
- ④ 社会性を広げるための活用
- ⑤ 社会の変化に対応出来るようにするための活用

4 指導内容の概要は以下のものがあるが、実際の指導に当たっては児童生徒の障がいの実態に合わせて指導内容や指導方法を考えていく。

【小学部】

- ① 情報機器を活用し、直接的な体験を重視し、疑似(バーチャル)体験と実体験の違いに気づかせ、本物の感覚を育成する。
- ② 遊び的な活動を通して積極的に触れることが出来る機会を増やし、情報機器に親しむようにする。
- ③ 情報機器をコミュニケーションを図るための手段として活用できることを体験させる。
- ④ 児童の実態を考慮に入れ、情報機器を感覚刺激機器、拡大装置として使用し、感覚に訴える指導を行う。

【中学部】

- ① 情報機器を小学部の遊び的な活用から実用的な活用へと進める。
- ② 課題解決学習を進めていくための道具として情報機器の活用を図ると共に、表現活動の一つの手段としての使い方について学習する。
- ③ コミュニケーションを図るための手段として情報機器を活用させる。また、情報社会におけるルールを学習させる。
- ④ 生徒の実態を考慮に入れ、情報機器等を感覚刺激機器、拡大装置として使用し、感覚に訴える指導を行う。

【高等部】

- ① 小・中学部(学校)での学習を活かし、問題を発見し、情報を収集し、まとめ・発表する一連の活動を行うと共に、情報についての科学的な理解を深める。
- ② インターネットを通して、様々な人たちとの交流を積極的に進めると共に、情報社会の危険性について十分に理解させ、情報社会に参画する態度の育成に努める。
- ③ 情報機器を利用したコミュニケーションについて、生徒の特性に合わせて活用する。
- ④ 生徒の実態を考慮に入れ、情報機器を感覚刺激機器、拡大装置として使用し、感覚に訴える指導を行う。

(4) 訪問教育の方針

1 基本方針

- ①教育課程の編成にあたっては、学校経営の基本方針を踏まえ、本人ならびに保護者の願いを尊重すると同時に、医療や福祉等の関係諸機関等との連携を密接に図りながら、一人ひとりの障がいの状況、発達課題、ニーズ等、必要に応じて個別の教育課程を編成する。
- ②指導にあたっては、常に児童生徒の可能性を最大限に引き出すため、適切な課題を設定し、生きる喜びや楽しさを感じることができる指導法・指導内容を工夫する。
- ③自立活動を主とした活動を実践し、計画的、系統的な指導を重ね、心身の調和的発達を促進する。

2 重点目標

「健康で楽しい生活を送る」

- ①生理的基盤を整え、健康の維持・増進に努める。
- ②感覚・運動機能を高め、外界と能動的に関わる力を育てる。
- ③豊かな内面を育て、コミュニケーション行動の形成を促進する。
- ④生活経験を拡大し、自己決定力及び表現力を伸ばす。

3 指導の体制

- ①個別の指導計画、個別の教育支援計画は、児童生徒の発達課題や心身の状態に応じて作成する。
- ②各教科・領域
 - ・可能な限り所属クラス・コース・学年の学習内容を取り入れ、系統的な学習が出来るように配慮する。
 - ・教科学習が必要な児童・生徒は、学力の維持と向上を図る。
- ③特別活動
 - ・学校行事や校外学習、泊を伴う行事の活動への参加を通して、集団生活の経験の拡大に努めると共に社会性を養う。
- ④自立活動
 - ・体操やマッサージ等を通して血行や新陳代謝を促し、健康の維持・増進に努める。
 - ・興味・関心のあるあそびやスキンシップを通して共感関係を築き、一対一の関係確立から徐々に集団を意識した活動を取り入れて人間関係の拡大を図る。
 - ・視覚、聴覚、触覚への働きかけを通して、快の経験を積み重ね、外界を認知する力や感覚機能の向上を図る。
 - ・語りかけや歌あそび等を通して、発声や感情表現を促し、豊かな情操を育むと共に基礎的なコミュニケーション能力の向上を図る。

2 自立活動の方針

多様な児童生徒の障がいの実態に対応し、個々に応じた自立活動の課題を明確にして指導を展開する。

- ① 生命維持機能の維持・向上
- ② 二次障がいの出現を防止し、その固定化の防止
- ③ 体力の向上、応用動作の向上
- ④ 上肢機能の向上、巧緻動作の向上
- ⑤ コミュニケーション能力の開発・向上
- ⑥ 自己の障がいを正しく理解・受容し、積極的かつ意欲的な生活を送る態度の育成
- ⑦ 人間関係を形成する力の育成

また、児童生徒の個々の実態に基づき、最も適切な指導を行うために個別の指導計画を作成し、系統的・継続的・専門的な指導を行うと共に、各教科や日常生活における指導と密接に関連づけながら指導を実践していく。

さらに、個別の指導計画を基にして学部の枠を超えて自立活動の全校支援担当者とも連携を取り、随時指導内容の検討を行いながら、小中高一貫した指導、児童生徒の将来に目を向けた指導を展開していく。

【小学部】

- ・からだの時間の指導
- ・基本的な課題を重視し、部分的な指導にとどまらず、からだ全般にわたって指導を行う。
- ・クラスでの指導
- ・自立活動の6領域「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」全般にわたり、総合的に指導を行う。

【中学部】

心身ともに大きく変化する時期であり、二次障がいの進行防止をはかり、将来を見通した運動機能の改善・向上を目指すほか、コミュニケーション力の育成をめざした指導を行う。

【高等部】

自己の障がいを認識するとともに、二次障がいの進行防止、身体諸能力の拡大やコミュニケーション能力の向上を通して、社会の形成者として主体的によりよく生きる力を身につける力を養う。

3 特別活動の方針

- 1 集団活動の中で集団の一員としての自覚を育てながら、児童生徒の個性や能力を伸ばすとともに、協力してよりよい生活を築く自主的・実践的な態度を育てる。
- 2 小学校の児童または中学校・高等学校の生徒および地域社会の人々と共に活動する機会を設け、社会的な視野を広げる中で学習の意欲を高める。

【小学部】

児童会諸活動や、楽しい行事を通じ、ともに活動する中で、仲間意識を育て、一人ひとりが自主的・創造的に活動できるよう努める。そして児童が楽しく生き生きとした学校生活を送ることが出来るように配慮する。

- ① 「あそび」や直接経験、児童のニーズに合わせた活動を豊富に取り入れ、経験の幅を広げる。
- ② さまざまな行事を通して、いろいろな人とのかかわりを受け入れ、交流を楽しみながら社会性を育てる。

【中学部】

自他の障がいを見つめる力、一人ひとりの人格を大切にする力を育て、生徒会活動を中心にした生徒の自治能力を高めていく。

- ① 学年・クラス集団を基礎に活動を組織し、日常の活動を大切に、友情を深め育てる。
- ② 学部行事・学校行事などを学校生活の節として位置づけ、年間計画に基づき、自主的・創造的に取り組む力を育てる。
- ③ 学校行事では他学部児童生徒と協力し、積極的に取り組んでいく力を育てる。
- ④ 交流を通して他校の生徒の実態を知るとともに、視野を広げ、自らの障がいについて正しく自覚・理解し、積極的に生きる力を育てる。

【高等部】

生徒の個性・能力を生かし、自主的・創造的態도를育てるとともに、社会性を身につけさせ、将来において自己をたくましく実現する能力を養う。

- ① 学級活動を基盤に全教職員の協力のもとに、主体的に活動する能力を養う。
- ② 一人ひとりの要求に基づく活動を生徒自身の力によって企画・運営する力を育てる。
- ③ 学年間・学級間の交流活動を主体的に進める能力を養う。

4 道徳教育及び児童生徒指導の方針

- 1 児童生徒の実態を踏まえ、障がいに基づく種々の困難を克服してたくましく生きようとする意欲を高め、明るい生活態度、自主的な道徳心を育てる。
 - (1) 特別活動をはじめ、すべての教科・領域の中で児童生徒集団による自主的活動を重視し、役割や規律に対する自覚を高める。
 - (2) 障がいを克服し、社会的自立と連帯の精神、民主的で道徳的な判断、心情、態度の育成を図る。
 - (3) 児童生徒の障がい・発達・生活態度を踏まえた系統的な指導目標・計画を立て、全教職員の協力のもとに進める。
- 2 安全な生活の実践に必要な習慣や態度を養う。
 - (1) 学校生活全般にわたり、施設・設備の安全な利用に積極的に関心を持ち、危険箇所および危険物などの発見や対策に取り組む態度を養う。
 - (2) 障がい状況および発達に応じて安全な生活のために必要な知識や技能を習得させる。
 - (3) 日常生活全般にわたり、安全な行動をとることができる態度や能力を養う。

【小学部】 友だちと協力し合い、仲良く過ごす。

【中学部】 日常生活全般にわたり安全に行動できる態度を養う。

【高等部】 学校や家庭・社会において基本的な生活習慣を確立し、安全に行動できる態度を養う。

5 進路指導の方針

小学部入学から高等部卒業までの一貫した進路指導をめざし、制度や時代の変化に即して体制のあり方についてたえず検討を図る。一人ひとりの適切な進路保障をめざし教育内容の精選と指導・支援の効率化に努める。また保護者への理解啓発に努める。

【小学部】

全児童に対し、教育活動の全領域において、次のことを重点に指導する。

- ① 個人の発達状況を踏まえて社会生活に関する理解を深め、将来に対して展望をもつように指導する。
- ② 家庭と学校の密接な連携によって、児童が充実した地域生活を送ることができるような人間性を養うとともに、地域の児童との交流が深まるよう援助する。
- ③ 学級指導および特別教育活動において、各個人の力を発揮できるように配慮した集団活動を充実させ、その中で科学的なものの見方・判断力を養う。

【中学部】

将来の社会の一員としてふさわしい人格を育成するとともに、生徒一人ひとりの自己実現をめざして、次のことを重点に指導する。

- ① 将来の自己のあり方について考え、自己の能力や障がい状況を正しく認識し、それに応じた適切な学習や自立活動に励むように指導する。
- ② 宿泊学習や修学旅行などの学校行事を通して、集団の中での自己のあり方を考えさせ、日常生活動作の能力を高めるように指導する。
- ③ 地域や社会の問題に関心を持たせ、障がい者の置かれている社会状況を把握して社会参加をはかる力を育てる。

以上の重点指導を進める上で保護者との懇談を重視し、進路について共通理解を深め、卒業生の状況を常に把握することに努める。

【高等部】

生徒が卒業後、社会の一員としての自覚を持ち、地域で「生きがいのある生活」を送ることができるように、次のことを重点に指導する。

- ① 生徒が卒業後の自己のあり方について自ら考え、長期的視点に立って主体的に進路を選択できるよう計画的に指導する。
- ② 個々の生徒の障がい状況・能力・適性に応じた指導を行う。
- ③ 身辺処理能力、日常生活能力、作業能力、学力、社会適応力等の向上を図る。
- ④ 進路先の見学・実習、地域で生活する障がい者の生き方を知る機会等を設け、地域での生活、就労へのスムーズな移行を支援する。
- ⑤ 保護者の進路に関する理解を深めるとともに連携を図る。
- ⑥ 生徒の希望に応じた進路指導をめざし、関係機関と連携して進路先の開拓・決定を進め

る。

6 人権尊重の教育の方針

児童生徒一人ひとりの発達へのニーズを大切に、基本的人権、教育を受ける権利を守る教育活動を進めるとともに、児童生徒の障がいと障がい者問題についての科学的認識を深め、民主的人格の育成をはかる。

- 1 日常の学級指導・教科指導・特別活動の中で、また家庭との連携を通じて児童生徒の実態を明らかにし、生活や考え方、発達へのニーズ・課題を把握する。
- 2 児童生徒の人間形成のすべての面での発達、基礎学力の保障がはかれるよう、全教育活動を通して指導の充実に努める。特に重度・重複の児童生徒の指導と安全・健康管理の充実に努める。また、児童生徒の障がいと発達および生活の状況に応じた教育活動を設定し、多様な集団編成に努める。
- 3 児童生徒の身近な問題を具体的に提起し、人権に対する正しいものの見方、考え方を身につけさせる指導を日常的に進める。さらに、発達段階に応じて、障がい者問題を適切に提起し、系統的に学習することを通して、人権に対する科学的認識を深められるようにする。
- 4 児童会・生徒会や学級活動をはじめ、集団活動の中で自主的に行動するとともに、お互いの要求や意見、人権を尊重し協力してよりよくしていく民主的態度を育てる。

【小学部】【中学部】

- ① 日常の学級指導・教科指導・特別活動の中で、また家庭との連携を通じて児童生徒の実態を明らかにし、一人ひとりの発達へのニーズ・課題を把握する。
- ② 発達課題、障がい状況、生活態度の似通ったクラスでの指導を充実させることを基本に障がい・発達の異なる多様な集団での活動を保障する。
- ③ 友だち、家族、学校生活、地域での生活など身近な問題を中心に提起し、自分を見つめ、友達や家族を大切に、地域や社会にも目を向けさせる。
- ④ 発達状況を踏まえ、児童会・生徒会活動や「私の言いたいこと」の取り組みなどを通じて、自らの障がいを認識し、克服していく力をつけさせる。
- ⑤ 可能な限り児童会・生徒会など自主的・自治的活動の機会を保障し、すべての児童生徒が大切にされ、また参加できるように内容や参加方法・形態などを工夫させる。

【高等部】

- ① 「現代社会」、特別活動等の関連教科・領域において人権にかかわる教材、問題を積極的に提起し科学的認識を育てる。
- ② 進路指導に際しては、技能・基礎学力を向上させ、民主社会の形成者としての力量を育てる。
- ③ 生徒会や学級活動などの集団活動を通してお互いの人格を認めあい、共に協力し生活をより豊かに高めていく力を育てる。

7 健康管理と指導の方針

- 1 健康な生活の実践に必要な習慣や態度を養うとともに保健知識を身につけ、深める。
 - (1) 健康管理のための保健知識を身につける。
 - (2) 個々の障がいおよび健康上の課題を認識し、自己管理のできる能力を養うとともに課題解決に必要な知識を習得する。
 - (3) 日常生活における生活習慣・態度の確立をめざす。
 - 【小学部】 基本的な生活習慣の確立に努める。
 - 【中学部】 健康管理のための基礎的な保健知識を身につける。
 - 【高等部】 自己管理のできる能力を養うとともに必要な知識を習得する。
 - (4) 学習しやすい環境条件の整備に努める。
- 2 健康的な食生活を実践する力を身につける。
 - (1) 栄養のバランスを考え、児童生徒の実態に即した給食の実施に心がける。
 - (2) 健康な食生活に必要な栄養・食品・衛生等の知識を身につける。
 - (3) 食事の自立をめざす。

8 センターの機能の発揮・充実の方針

- 1 教育相談・巡回相談

地域の保幼・小中学校及び高等学校に対して、アドバイスや支援を行う。

 - (1) 生活について

生活リズム、人との関わりや身体のこと、姿勢のこと、コミュニケーション、食事指導やそれに関する自助具の紹介をする。
 - (2) 教材について

教育活動に役立つ教材や教育機器の紹介をする。

9 学校組織の運営方針

めざす学校像

「明るく、強く、きよらかに、生き抜く力を培う学校」

- 1 安全で児童生徒が安心して学べ、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばせる学校
- 2 児童生徒一人ひとりが社会の一員として希望と生きがいを持ち、積極的に社会に参画する意欲と態度を養う学校
- 3 共生社会の形成に向けた特別支援教育のセンター校としての機能を発揮し、保護者・地域から信頼され期待される学校
- 4 教職員の役割と責任を明確にして学校組織の再構築を行い、教員の専門性・授業力向上のための体制を整える学校。

本年度の教育目標

- 1 子どもファーストの専門性（授業力）向上
新スポーツ種目の取り組み・カリキュラムマネジメントへの取り組み
- 2 積極的に社会に参画するキャリア教育の充実
読書活動の充実・職業基礎コースの充実
- 3 地域のセンター校機能の促進
HP リニューアル促進・PTA や地域との連携促進
- 4 ティームとしての学校組織化
業務の見える化・学び続ける教員への校内研修

中期的教育目標

- (1) 安全で児童生徒が安心して学べ、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばせる学校
 - ① 校内環境の整備・改善、ヒヤリハットの共有化と活用で不用意・不注意な事故ゼロをめざす。
※不用意・不注意な事故について平成 30 年度までにゼロ達成と継続をめざす。
 - ② 個々の能力を最大限に伸ばす指導・支援の充実を図るため、教育のイノベーション(楽スタ、タブレット型PC、カメラ、スヌーズレン、ロコモーター)や新しいスポーツ種目(ハンドサッカー・ボッチャ等)の取り組みを進める。ICT を活用した校務の円滑化についても取り組む。
 - ③ カリキュラムマネジメントを確立し個別の指導計画と個別の教育支援計画をさらに有効かつ機能的に活用できるシステムの構築
※平成 30 年度までに個別の指導・支援と成長の記録をポートフォリオとして活用できるよう電子情報をふくめた個人教育情報の管理・活用についてのシステム化をはかる。
- (2) 児童生徒一人ひとりが社会の一員として希望と生きがいを持ち、積極的に社会に参画する意欲と態度を養う学校
 - ① 小中高一貫したキャリア教育、健康教育、食育、国際理解教育、読書活動の充実、行事の在り方等について目標と内容・評価のマトリクスにもとづき検討し改善する。そのことを通して学部間の接続改善と社会に開かれた教育課程の具体化に取り組む。
※平成 30 年度までに現行教育課程の改善と新学習指導要領対応に向けた検討を継続。
 - ② 高等部教育課程の改善
就労支援コース「職業基礎コース」の更なる充実
- (3) 共生社会の形成に向けた特別支援教育のセンター校としての機能を発揮し、保護者・地域から信頼され期待される学校
 - ① ホームページの更新と活用、学校改善の取り組みの公表、教育活動の様子の公開を積極的に行う。
※平成 30 年度までにホームページや他のメディアによる学校情報の発信を強化する。
 - ② PTA や関係機関等と連携し、防災マニュアル(大災害時も含む)の継続的な見直しと災害に対する関係者全員の意識の向上を図る。

※ライフライン断絶(下校困難)時、通学時、在宅時の想定を立てて平成30年度までに必要な研修、訓練や準備を実施する。

- ③ 関係部署による校内体制の連携を図りセンター的機能を発揮し、地域の学校に対し積極的な支援と連携を行う。
- (4) 教職員の役割と責任を明確にして学校組織の再構築を行い、教員の専門性・授業力向上のための体制を整える。
 - ① 学校組織の再構築 担当を明確化する。
 - ア 学校運営にかかわる会議をスリム化する。
 - イ 業務の見える化を心がけ、わかりやすい指示系統の組織(チーム)とする。
 - ウ 教員一人一人が教育課程実施上の役割を認識し教育目標の具現化に向けて努力する。
 - ② 教員の専門性・授業力向上のための体制
 - ア ティームティーチングの見直しやふりかえりシートの活用による授業改善を行う。
 - イ OT・PT・ST等の外部人材活用を見直し、自立活動等における専門性の向上に努める。
 - ウ 教育センターや外部機関との連携による授業研究や校内研修のより一層の充実。

10 教員の研修方針・研修計画

1 研究目標

児童生徒の発達・障がい等を正しくとらえ、生き生きとした活動を保障するため、教員の専門性の向上を目指す。

2 年間計画

(1) 研修

- ① 校内研修会を実施する。(研究部としては年間2回程度)
- ② 新転任研修会(バス乗車を含む)を実施する。
- ③ 全教員が主体的、対話的に深く学びあえる研究授業または事例研究を計画、実施する。
- ④ 系統性・計画性を持った校内研修を行い、専門性の向上を目指す。
- ⑤ 外部機関との連絡・交流、外部研究会参加・協力等を推進する。
- ⑥ 50周年研究事業として授業研究に取り組む。

(2) 研究実践のまとめ「いばらき」を発行する。

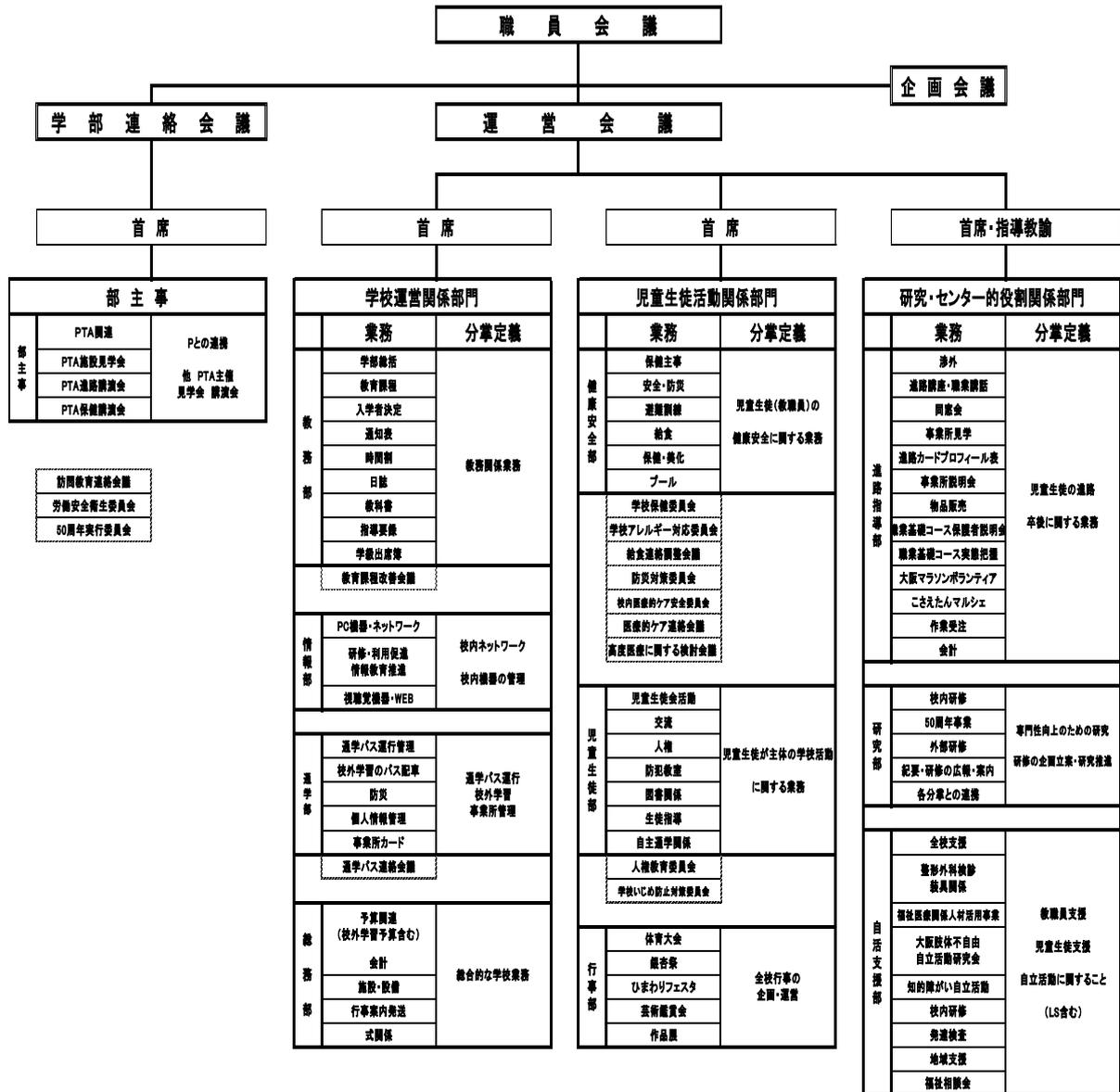
授業研究に基づく実践報告

- (3) 情報提供として、「研究部だより」等で、研修報告、研究図書・雑誌の紹介をする。各種研究会の案内・資料を利用しやすいように整理する。

2 校務分掌

(1) 校務分掌表

平成29年度 校務分掌表



会議委員会等

会議委員会名	構成メンバー									その他のメンバー
	校長	准校長	教頭	事務長	首席	指導教諭	教務部長	各部主事		
学校保健委員会	○	○	○	○	○			○	○	養護教諭、栄養教諭、健康安全部代表(※部長、保健主事、保健・美化係、安全係、給食係)、保護者代表(PTA役員、保健委員会)、学校医(内科校医、歯科校医、学校薬剤師)、必要に応じて地域社会関係者代表(保健所、消防署、医療機関等)
学校アレルギー対応委員会	○	○	○	○	○			○	○	※健康安全部長、養護教諭、栄養教諭、調理員代表、給食係チーフ、(学校医) その他必要に応じて関係部署の担当者
防災対策委員会	○	○	○	○	○					健康安全部長・通学部バス係代表・※健安防災担当
人権教育委員会	○	○	○		○					※人権チーフ・児生部人権係 その他必要に応じて関係部署の担当者
学校いじめ防止対策委員会	○	○	○		○	○			○	※児童生徒指導部長 (必要に応じて生徒指導係、学年主任等を招集する)
労働安全衛生委員会	○	○	○	○						産業医、※教職員各学部代表、養護教諭代表
校内医療的ケア安全委員会	○	○	○		○				○	医師(内科校医)、医療的ケア連絡会議メンバー
医療的ケア連絡会議			○		○					※各学部代表、保健主事、養護教諭、看護師
給食連絡調整会議			○		○					栄養教諭、調理員代表、※各学部給食 (年度当初は学校アレルギー対応委員会の後に、委員会メンバーで行う。)
通学バス連絡会議			○		○					※通学部バス係、委託乗務員代表
訪問教育連絡会議					○					※各学部代表、養護教諭代表
教育課程改善会議					○	○	○	○		各学部教務総括
高度医療に関する検討会議			○		○					養護教諭、医ケアチーフ、看護師(臨時技師) 必要に応じて担任・部主事・学年主任等を招集する
50周年実行委員会	○	○	○	○	○	○			○	PTA代表、同窓会代表
職業教育検討会議		○							● ○	1年学年主任、進路部長、進路就労担当、自活支援部、職業基礎コース窓口、職業教育学年窓口
給食安全点検メンバー	○	○	○							栄養教諭、調理員代表、給食係チーフ、薬剤師
給食点検報告	○	○	○		○					健康安全部長、養護教諭、栄養教諭、調理員代表、給食係チーフ、薬剤師、(学校医)

(2) 児童・生徒会活動

	児童生徒活動係	交 流 係	人権係
小学部	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生歓迎会 ・ふれあい集会 ・交流行事でのあいさつ ・6年生を送る会 ・学期ごとの活動報告 ・小学部集会(年3回) ・児童会役員選挙 	<ul style="list-style-type: none"> ・芋苗植え ・いちご狩り ・芋掘り・焼き芋大会 ・餅つき大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・「私の言いたいこと」の文集づくり ・放送発表 ・舞台発表
中学部	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会役員選出 ・新入生歓迎会 ・卒業生を送る会等 ・その他諸行事のなかで生徒会役員が進行・発表などを行う ・全体HRの運営 ・学期ごとの活動報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・茨木市立平田中学校との学校間交流(文化祭見学など) ・居住地校交流(希望者) 	
高等部	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生歓迎会 ・生徒会選挙 ・生徒総会 ・春日丘高校との交流 ・3年生を送る会 ・学期ごとの活動報告 ・あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> 《春日丘高校との交流》 ・生徒会交流(本校) ・ひまわりフェスタ(春日丘高校・福井高校との交流) ・春日丘高校文化祭訪問(本校生徒作品を展示) ・本校作品展に春日丘高校生の作品を展示 	